



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六六)

○自動車型式指定規則等の一部を改正する省令(国土交通七九)

〔告 示〕

○完成検査実施規程

(国土交通一一六八)

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成二十九事業年度財務諸表、土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係

関係

三

三

九

八

六

一

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令、農業協同組

合法第六十四条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

八四 八三

省 令

○農林水産省令第六十六号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第二百七十五号)の施行に伴い、並びに漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十四条第二項、第一百八条の二第一項、第一百九条、第二百一十一条第一項、第二百二十三条第二項ただし書、第二百二十四条第一項及び第四項並びに第二百二十四条の二第三項並びに漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第二十五条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

農林水産大臣 吉川 貴盛

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令
 漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

		改正後		改正前																	
		<p>(申込証拠金)</p> <p>第二十条 法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第百十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業に係るものにあつては同項第四号に規定する申込みに係る共済契約とする。</p> <p>(共済証書の記載事項)</p> <p>第二十七条 法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 養殖共済にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ホ 二 ホに規定する養殖業以外の養殖業にあつては、単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）</p> <p>ホ 二 内水面において営む養殖業にあつては、事業場の所在地</p> <p>ヘ〜リ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十六条及び第五十七条 削除</p> <p>(疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法)</p> <p>第五十八条 養殖共済の被共済資格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十三条第一号から第十号まで、第十二号から第二十六号まで、第三十三号から第三十六号まで及び第四十一号に掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>		<p>(申込証拠金)</p> <p>第二十条 法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第百四条第二号に掲げる漁業（以下「第二号漁業」という。）に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第百十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業に係るものにあつては同項第三号に規定する申込みに係る共済契約とする。</p> <p>(共済証書の記載事項)</p> <p>第二十七条 法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 養殖共済にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）</p> <p>(新設)</p> <p>ホ〜チ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十六条から第五十八条まで 削除</p> <p>(疾病による死亡を共済事故としない旨の申出の方法)</p> <p>第五十九条 養殖共済の被共済資格者は、法第百十八条の二第一項の規定により、共済規程の定めるところにより、法第八十条第一項の規定による申込みと同時に申出書を提出して、令第十三条第一号から第二十五号まで及び第三十二号から第三十五号までに掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を、又は次の表の上欄に掲げる養殖業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。</p>		<table border="1"> <tr> <td>養殖業の種類</td> <td>疾病</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		養殖業の種類	疾病	(略)	(略)	小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	(略)	<table border="1"> <tr> <td>養殖業の種類</td> <td>疾病</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十一号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十二号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		養殖業の種類	疾病	(略)	(略)	小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十一号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十二号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	(略)
養殖業の種類	疾病																				
(略)	(略)																				
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十二号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十三号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	(略)																				
養殖業の種類	疾病																				
(略)	(略)																				
小割り式二年魚ふぐ養殖業（令第十三条第十一号に掲げる小割り式二年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式三年魚ふぐ養殖業（同条第十二号に掲げる小割り式三年魚ふぐ養殖業をいう。以下同じ。）	(略)																				

小割り式一年魚かんばち養殖業（令第十三条第十四号に掲げる小割り式一年魚かんばち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんばち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式二年魚かんばち養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚かんばち養殖業（同条第十六号に掲げる小割り式三年魚かんばち養殖業をいう。）、	(略)
小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）、	(略)
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十八号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第二十号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）、	(略)
小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十一号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十二号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）、	(略)
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）、	(略)
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十四号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十六号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）、	(略)
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十三号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十六号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、	(略)

2 前項の申出が法第二百二十四条の二第二項に規定する当初契約に係る法第八十条第一項の共済契約の締結の申込みと同時にされた場合には、当該当初契約に係る法第二百二十四条の二第二項に規定する継続契約の全てについて、当該当初契約に係る前項の申出と同一の内容の申出がされたものとみなす。

小割り式一年魚かんばち養殖業（令第十三条第十三号に掲げる小割り式一年魚かんばち養殖業をいう。）、小割り式二年魚かんばち養殖業（同条第十四号に掲げる小割り式二年魚かんばち養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚かんばち養殖業（同条第十五号に掲げる小割り式三年魚かんばち養殖業をいう。）、	(略)
小割り式ひらめ養殖業（令第十三条第十六号に掲げる小割り式ひらめ養殖業をいう。以下同じ。）、	(略)
小割り式一年魚すずき養殖業（令第十三条第十七号に掲げる小割り式一年魚すずき養殖業をいう。）、小割り式二年魚すずき養殖業（同条第十八号に掲げる小割り式二年魚すずき養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚すずき養殖業（同条第十九号に掲げる小割り式三年魚すずき養殖業をいう。）、	(略)
小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十一号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）、	(略)
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十二号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）、	(略)
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十四号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）、及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）、	(略)
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十二号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十三号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、	(略)

2 前項の申出が法第二百二十四条の二第二項に規定する当初契約に係る法第八十条第一項の共済契約の締結の申込みと同時にされた場合には、当該当初契約に係る法第二百二十四条の二第二項に規定する継続契約の全てについて、当該当初契約に係る前項の申出と同一の内容の申出がされたものとみなす。

(共済責任期間)

第五十九条 養殖共済の共済責任期間は、当該種類の養殖業に係る標準的な経営における養殖時期(周年操業をする種類の養殖業(次条に規定する養殖業を除く。))については、(年間)の全てを含むように定めなければならない。

第六十条 法第十九条の農林水産省令で定める養殖業は、うなぎ養殖業(令第十三条第四十一号に掲げるうなぎ養殖業をいう。以下同じ。)とする。

(単位当たり共済価額に乘すべき数量)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 当該共済責任期間中に、組合が填補する責めを負わない損害(その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。)に係る共済目的たる養殖水産動植物(令第十三条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の前直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五(第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十)以上である場合における当該損害に係るものに限る。)又は当該共済契約に係る単位漁場区域(内水面において営む養殖業にあつては、事業場。以下この項及び次条において同じ。)から移出された共済目的たる養殖水産動植物(共済事故の発生を防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みの際に共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。)の補充として追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乘すべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

(異常な赤潮による損害を填補する旨の特約を締結できる養殖業)

第六十五条 法第二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める養殖業は、令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。

(填補の割合を乗する養殖水産動植物)

第六十七条 法第二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき(令第十四条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。)、真珠貝(同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。)、ぶり(同表に掲げるぶりをいう。)、まだい等(同表に掲げるまだい等をいう。)、ぎんざけ等(同表に掲げるぎんざけ等をいう。)、とらふぐ(同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。)、かんばち(同表に掲げるかんばちをいう。)、ひらめ(同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。)、すずき(同表に掲げるすずきをいう。)、ひらまさ(同表に掲げるひらまさをいう。)、まあじ(同表に掲げるまあじをいう。)、しまあじ(同表に掲げるしまあじをいう。)、またた等(同表に掲げるまたた等をいう。)、すぎ(同表に掲げるすぎをいう。)、まさば(同表に掲げるまさばをいう。)、くろまぐろ(同表に掲げるくろまぐろをいう。)、めばる等(同表に掲げるめばる等をいう。)、かわはぎ等(同表に掲げるかわはぎ等をいう。)、又はほんうなぎ(同表に掲げるほんうなぎをいう。)に属する養殖水産動植物とする。

(共済責任期間)

第六十条 養殖共済の共済責任期間は、当該種類の養殖業に係る標準的な経営における養殖時期(周年操業をする種類の養殖業については、(年間)のすべてを含むように定めなければならない。)

(新設)

(単位当たり共済価額に乘すべき数量)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 当該共済責任期間中に、組合が填補する責めを負わない損害(その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。)に係る共済目的たる養殖水産動植物(令第十三条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が填補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の前直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五(第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十)以上である場合における当該損害に係るものに限る。)又は当該共済契約に係る単位漁場区域から移出された共済目的たる養殖水産動植物(共済事故の発生を防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みの際に共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。)の補充として追加される共済目的たる養殖水産動植物がある場合には、第一項の単位当たり共済価額に乘すべき数量は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる数量の合計数量から当該追加される共済目的たる養殖水産動植物の数量を差し引いて得た数量とする。

(異常な赤潮による損害をてん補する旨の特約を締結できる養殖業)

第六十五条 法第二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める養殖業は、令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

(填補の割合を乗する養殖水産動植物)

第六十七条 法第二十四条第一項及び第四項の農林水産省令で定める養殖水産動植物は、かき(令第十四条第一項の表に掲げるかきをいう。以下同じ。)、真珠貝(同表に掲げる真珠貝をいう。以下同じ。)、ぶり(同表に掲げるぶりをいう。)、まだい等(同表に掲げるまだい等をいう。)、ぎんざけ等(同表に掲げるぎんざけ等をいう。)、とらふぐ(同表に掲げるとらふぐをいう。以下同じ。)、かんばち(同表に掲げるかんばちをいう。)、ひらめ(同表に掲げるひらめをいう。以下同じ。)、すずき(同表に掲げるすずきをいう。)、ひらまさ(同表に掲げるひらまさをいう。)、まあじ(同表に掲げるまあじをいう。)、しまあじ(同表に掲げるしまあじをいう。)、またた等(同表に掲げるまたた等をいう。)、すぎ(同表に掲げるすぎをいう。)、まさば(同表に掲げるまさばをいう。)、くろまぐろ(同表に掲げるくろまぐろをいう。)、めばる等(同表に掲げるめばる等をいう。)、かわはぎ等(同表に掲げるかわはぎ等をいう。)に属する養殖水産動植物とする。

(継続契約に係る割合の変更)
第七十一条 法第二百二十四条の二第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。
 一 (略)

二 法第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第二百二十二条第二項の基準共済掛金率の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2 (略)

(継続申込特約に関する規定の準用)

第八十一条 第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の四中「金額(第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額」とあるのは「金額」と、第七十一条第一項第一号中の「共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十一条第一項の単位当たり共済価額又は法第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。
 (共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等)

第八十八条 令第二十五条第一項第二号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内において営まれる令第十三条第一号から第四十号までに掲げる養殖業とする。

2 令第二十五条第一項第三号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の事業場内において営まれるうなぎ養殖業とする。

第八十九条 令第二十四条の二第一項並びに第二十五条第一項第二号及び第四号並びに第二項第四号のいかだ(はえ縄式養殖施設その他いかに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。)の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数とその面積又は長さ按比例するものとして換算して算定するものとする。

区	分	面積又は長さ
(略)	(略)	(略)

2 (略)
 3 令第二十五条第一項第四号の網ひびの共済責任期間中における最高の柵数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびの柵数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。
 4 令第二十五条第一項第四号の養殖池の共済責任期間中における最高の面積は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面積がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

(継続契約に係る割合の変更)
第七十一条 法第二百二十四条の二第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。
 一 (略)

二 法第二百二十二条第二項の基準共済掛金率の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

2 (略)

(継続申込特約に関する規定の準用)

第八十一条 第五十四条の四、第五十四条の五及び第七十一条の規定は、漁業施設共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の四中「金額(第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第百五条第一項第二号ロに掲げる組合員であるときは、純共済掛金に相当する部分の金額」とあるのは「金額」と、第七十一条第一項第一号中の「共済金額が法第百二十条第二項の農林水産大臣が定める共済金額の」とあるのは「に係る法第百三十一条第一項の割合が同条第二項の農林水産大臣が定める」と、同項第二号中「第百二十二条第二項の基準共済掛金率」とあるのは「第百三十三条第二項の規定により農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率」と、同条第二項第一号中「第百二十条第二項」とあるのは「第百三十一条第二項」と、共済金額の最高限度の共済価額に対する」とあるのは「最高限度の」と読み替えるものとする。
 (共済掛金に係る補助を受ける漁業の規模等)

第八十八条 令第二十五条第一項第二号の農林水産省令で定める養殖業の区分は、一の単位漁場区域内において営まれる令第十三条各号に掲げる養殖業とする。

(新設)

第八十九条 令第二十四条の二第一項並びに第二十五条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号のいかだ(はえ縄式養殖施設その他いかに代えて供用する養殖施設を含む。以下「いかだ等」という。)の共済責任期間中の最高の台数は、当該いかだ等の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる面積又は長さのいかだ等をいかだの単位とし、かつ、いかだ等の台数とその面積又は長さ按比例するものとして換算して算定するものとする。

区	分	面積又は長さ
(略)	(略)	(略)

2 (略)
 3 令第二十五条第一項第三号の網ひびの共済責任期間中における最高のさく数は、その面積が二十二平方メートルの網ひびを単位とし、かつ、網ひびのさく数がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。
 4 令第二十五条第一項第三号の養殖池の共済責任期間中における最高の面積は、その面積が千平方メートルの養殖池を単位とし、かつ、養殖池の面積がその面積に比例するものとして換算して算定するものとする。

附則

この省令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。